



京労発基 0724 第5号
平成 29 年 7 月 24 日

京都地方最低賃金審議会

会長 佐藤 卓利 殿

京都労働局長
高井 吉 昭



平成 29 年度 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年度の下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等
製造業最低賃金

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器
具製造業最低賃金

京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金

京都府各種商品小売業最低賃金

京都府自動車（新車）小売業最低賃金